

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年5月12日

**【四半期会計期間】** 第82期第1四半期(自平成23年1月1日至平成23年3月31日)

**【会社名】** 昭栄株式会社

**【英訳名】** Shoei Company, Limited.

**【代表者の役職氏名】** 代表執行役社長CEO 藤岡正男

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1

**【電話番号】** (03)3292-3381(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経理・税務グループ担当 小高好展

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区神田錦町一丁目2番地1

**【電話番号】** (03)3292-3381(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員経理・税務グループ担当 小高好展

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第81期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第82期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第81期
会計期間	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成23年 1月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成22年 1月1日 至 平成22年 12月31日
売上高 (千円)	3,866,640	3,147,915	13,979,278
経常利益 (千円)	1,235,271	1,153,657	3,218,127
四半期(当期)純利益 (千円)	810,650	639,281	1,970,473
純資産額 (千円)	42,688,532	41,464,480	41,790,643
総資産額 (千円)	235,579,028	222,395,181	221,748,078
1株当たり純資産額 (円)	1,062.07	1,031.16	1,039.37
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	20.22	15.95	49.15
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	19.41	15.30	47.19
自己資本比率 (%)	18.08	18.59	18.79
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,052,376	2,071,163	4,361,176
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	19,418,177	2,722,913	25,689,331
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	26,257,199	4,157,359	36,333,896
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	12,235,549	15,244,415	11,738,806
従業員数 (名)	222	51	51

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

### (1) 事業内容の重要な変更

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に変更はありません。

### (2) 主要な関係会社の異動

当第1四半期連結会計期間において、ビックフォレスト・キャピタル(有)は清算終了により連結子会社ではなくなりました。

## 3 【関係会社の状況】

「2 事業の内容 (2) 主要な関係会社の異動」に記載のとおり、ビックフォレスト・キャピタル(有)は清算終了により連結子会社ではなくなりました。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	51(6)
---------	-------

- (注) 1 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

### (2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	51(6)
---------	-------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。  
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ事業内容は不動産事業及び有価証券事業であるため、生産実績及び受注実績はありません。販売の状況につきましては、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の「(1) 経営成績の分析」に各セグメントごとに記載しております。

### 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

##### 連結業績

当第1四半期の我が国経済は、政府の景気刺激策等により緩やかな回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、地震の直接被害及び部品供給の停滞を通じた生産活動の低下、計画停電による供給の制約や消費マインドの低下など、日本経済の先行きに多大な影響を及ぼす状況に転じました。

当社の中核事業である不動産賃貸市場は、大震災による直接的な影響は比較的軽微であったと考えられるものの大震災前より空室率・賃料水準共に趨勢的な悪化の傾向には歯止めがかかっておらず、また、震災の影響が間接的に今後どのような形で現出するかについても注視の必要があると考えられます。

株式市場においても、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故の影響などの不安要因により不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループでは、将来の更なる飛躍のための礎を作るべく、平成22年度を初年度とする中期経営計画を策定し、収益力および財務基盤の強化に取り組んでおります。

不動産事業においては、リーシング体力の増強により空室率・賃料の改善を目指し、あわせて管理コスト削減に取り組むことで安定収益の確保に努めてまいりました。有価証券事業においては、有価証券の保有残高を抑制するなど、慎重な運営を継続してまいりました。

また、前年度に環境事業を担ってきた当社連結子会社であった株式会社トスマク・アイの全株式譲渡や保有不動産売却など資産を圧縮し、財務基盤の強化に努めてきたことから収益資産が減少し、当第1四半期の売上高は3,147百万円（前年同期比18.6%減）、営業利益は1,624百万円（前年同期比10.9%減）、経常利益は1,153百万円（前年同期比6.6%減）となり、四半期純利益は639百万円（前年同期比21.1%減）となりました。なお、東日本大震災による当社保有物件に大きな物的被害は生じておりませんが、一部修繕の必要があることから、震災対応費用として特別損失に130百万円を計上しております。

## 連結業績

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	%
売上高	3,866	3,147	718	18.6
営業利益	1,823	1,624	199	10.9
経常利益	1,235	1,153	81	6.6
特別利益	41	40	1	-
特別損失	1	182	181	-
四半期純利益	810	639	171	21.1

## 事業別業績

## (不動産事業)

当第1四半期は、マーケットにおける東京オフィスビルの平均空室率が9%台で緩やかに上昇が続く厳しい環境下、既存テナントとの緊密な接点を持つことにより退室防止に努めるとともに、情報収集力の強化を図り新規テナントの確保に努めました。この結果、当社の保有する東京オフィスビルの空室率は3.91%となりました。

また、物件売却による賃料収入の減少ならびに賃料下落の影響等により、売上高は2,436百万円（前年同期比9.0%減）、営業利益は1,119百万円（前年同期比18.9%減）となりました。

## 不動産事業部門の業績

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	%
売上高	2,677	2,436	241	9.0
営業利益	1,379	1,119	260	18.9

## (有価証券事業)

当第1四半期は、株式の配当金が増加したことにより、売上高は711百万円（前年同期比22.5%増）、営業利益は700百万円（前年同期比22.3%増）となりました。営業外損益は、ボラティリティの低下によりプレミアム収益が減少したことから160百万円（前年同期比13.4%減）となりました。

## 有価証券事業部門の業績

(百万円)

	前第1四半期	当第1四半期	前年同期比	%
売上高	580	711	130	22.5
営業利益	573	700	127	22.3
営業外損益（運用益）	185	160	24	13.4
営業利益・営業外収益計	758	861	102	13.6

(注) 当第1四半期より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。これによる事業区分の変更はないため、前年同期比較を行っております。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度に比べ647百万円増加して222,395百万円となりました。保有株式の株価下落等により投資有価証券が減少したものの、運転資金の借入等により預金が増加したこと等によるものであります。

負債は、前連結会計年度に比べ973百万円増加して180,930百万円となりました。運転資金の借入等により借入金が増加したこと等によるものであります。

純資産は、前連結会計年度に比べ326百万円減少して41,464百万円となりました。保有株式の株価下落によりその他有価証券評価差額金が減少したこと等によるものであります。

自己資本比率は、上記のことから、前連結会計年度の18.8%から18.6%に低下しております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度に比べ3,505百万円増加して、15,244百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは2,071百万円の収入となりました。前年同期比では、受取配当金の増加と未収消費税等が還付になったこと等により、収入が1,018百万円増加しております。

当第1四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは2,722百万円の支出となりました。これは、主として投資有価証券の取得によるものであります。前年同期比では、前期に発生した連結子会社が保有する土地の売却による収入が当期は発生しなかったこと等により、収支が22,141百万円減少しております。

当第1四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは4,157百万円の収入となりました。これは、主として長期借入金の借入によるものであります。前年同期比では、前期に発生した連結子会社の借入金の返済が当期は発生しなかったこと等により、収支が30,414百万円増加しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たな課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,580,000
計	118,580,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年5月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,322,282	41,322,282	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は、100株でありま す。
計	41,322,282	41,322,282		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年5月1日からこの第1四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。



(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

新株予約権

第13回新株予約権

取締役会決議日（平成22年3月25日）	
	第1四半期会計期間末現在 （平成23年3月31日）
新株予約権の数(個)	123 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	745 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月13日～平成42年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、割当時の役職の任期(以下、「任期」という。)を満了し、かつ、役員等の地位を喪失した後でなければ権利行使することができない。ただし、正当な理由により任期を満了できなかった新株予約権者は、役員等の地位を喪失した後、権利行使することができる。また、新株予約権者が任期の途中で死亡した場合は、次号に定める者が、権利行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の相続は、新株予約権者が割当に際し届け出た1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、その権利を行使することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。新株予約権者は、権利承継者が死亡した場合のみ権利承継者の変更を行うことができる。ただし、権利承継者死亡後3ヶ月以内に届け出た場合に限る。</p> <p>(3) 新株予約権の1個未満の行使は認めないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>(5) その他の条件については、平成22年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2 単元株式数は、100株であります。

3 新株予約権の募集事項決定後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額での新株の発行(新株予約権行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記新株予約権の目的となる株式の数及び注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記に基づき決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

注6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件は前記に基づき決定する。

6 新株予約権の取得条項

(1) 当社が、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件(1)」に規定する地位を喪失した場合または死亡した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権  
第12回新株予約権

取締役会決議日（平成21年3月24日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	221 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成21年4月11日～平成41年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、割当時の役職の任期(以下、「任期」という。)を満了し、かつ、役員等の地位を喪失した後でなければ権利行使することができない。ただし、正当な理由により任期を満了できなかった新株予約権者は、役員等の地位を喪失した後、権利行使することができる。また、新株予約権者が任期の途中で死亡した場合は、次号に定める者が、権利行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の相続は、新株予約権者が割当に際し届け出た1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、その権利を行使することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。新株予約権者は、権利承継者が死亡した場合のみ権利承継者の変更を行うことができる。ただし、権利承継者死亡後3ヶ月以内に届け出た場合に限る。</p> <p>(3) 新株予約権の1個未満の行使は認めないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>(5) その他の条件については、平成21年3月24日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2 単元株式数は、100株であります。

3 新株予約権の募集事項決定後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額での新株の発行(新株予約権行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記新株予約権の目的となる株式の数及び注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記に基づき決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

注6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件は前記に基づき決定する。

6 新株予約権の取得条項

(1) 当社が、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件(1)」に規定する地位を喪失した場合または死亡した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権

第11回新株予約権

取締役会決議日（平成21年3月24日）	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,700 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	170,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日～平成26年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・執行役・監査役・執行役員・理事・従業員の地位を保有していることを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権の相続は、新株予約権者が割当に際し届け出た1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、その権利を行使することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。新株予約権者は、権利承継者が死亡した場合のみ権利承継者の変更を行うことができる。ただし、権利承継者死亡後3ヶ月以内に届け出た場合に限る。</p> <p>(3) 新株予約権の1個未満の行使は認めないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>(5) その他の条件については、平成21年3月24日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2 単元株式数は、100株であります。

3 新株予約権の募集事項決定後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額での新株の発行(新株予約権行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記新株予約権の目的となる株式の数及び注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記に基づき決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

注6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件は前記に基づき決定する。

6 新株予約権の取得条項

(1) 当社が、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件(1)」に規定する地位を喪失した場合または死亡した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができる。

## 新株予約権

## 第10回新株予約権

取締役会決議日(平成20年3月25日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	282 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,394円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成20年4月11日～平成40年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、割当時の役職の任期(以下、「任期」という。)を満了し、かつ、役員等の地位を喪失した後でなければ権利行使することができない。ただし、正当な理由により任期を満了できなかった新株予約権者は、役員等の地位を喪失した後、権利行使することができる。また、新株予約権者が任期の途中で死亡した場合は、次号に定める者が、権利行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権の相続は、新株予約権者が割当に際し届け出た1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、その権利を行使することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。新株予約権者は、権利承継者が死亡した場合のみ権利承継者の変更を行うことができる。ただし、権利承継者死亡後3ヶ月以内に届け出た場合に限る。</p> <p>(3) 新株予約権の1個未満の行使は認めないものとする。</p> <p>(4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>(5) その他の条件については、平成20年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2 単元株式数は、100株であります。

3 新株予約権の募集事項決定後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額での新株の発行(新株予約権行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記新株予約権の目的となる株式の数及び注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記に基づき決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

注6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件は前記に基づき決定する。

6 新株予約権の取得条項

(1) 当社が、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件(1)」に規定する地位を喪失した場合または死亡した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができる。



## 新株予約権

## 第9回新株予約権

取締役会決議日(平成20年3月25日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	1,490 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	149,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,394円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～平成25年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・執行役・監査役・執行役員・理事・従業員の地位を保有していることを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の相続は、新株予約権者が割当に際し届け出た1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、その権利を行使することができる。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。新株予約権者は、権利承継者が死亡した場合のみ権利承継者の変更を行うことができる。ただし、権利承継者死亡後3ヶ月以内に届け出た場合に限る。 (3) 新株予約権の1個未満の行使は認めないものとする。 (4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (5) その他の条件については、平成20年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2 単元株式数は、100株であります。

3 新株予約権の募集事項決定後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額での新株の発行(新株予約権行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

5 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記新株予約権の目的となる株式の数及び注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記に基づき決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

注6の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件は前記に基づき決定する。

6 新株予約権の取得条項

(1) 当社が、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件(1)」に規定する地位を喪失した場合または死亡した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権

第8回新株予約権

取締役会決議日(平成19年6月22日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権の数(個)	50(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,500(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,876円(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・執行役・監査役・執行役員・従業員の地位を保有していることを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の相続は認めないものとする。 (3) 新株予約権の1個未満の行使は認めないものとする。 (4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (5) その他の条件については、平成19年6月22日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、110株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2 単元株式数は、100株であります。

3 新株予約権の募集事項決定後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額での新株の発行(新株予約権行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 平成19年7月1日に株式分割を実施したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

6 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記新株予約権の目的となる株式の数及び注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記に基づき決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

注7の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件は前記に基づき決定する。

7 新株予約権の取得条項

(1) 当社が、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件(1)」に規定する地位を喪失した場合または死亡した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権

第7回新株予約権

取締役会決議日(平成19年3月23日)	
第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)	
新株予約権の数(個)	250(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,500(注)4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,297円(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・執行役・監査役・執行役員・従業員の地位を保有していることを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 (2) 新株予約権の相続は認めないものとする。 (3) 新株予約権の1個未満の行使は認めないものとする。 (4) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。 (5) その他の条件については、平成19年3月23日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)7

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、110株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で株式数を調整する。

2 単元株式数は、100株であります。

3 新株予約権の募集事項決定後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額での新株の発行(新株予約権行使の場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 平成19年7月1日に株式分割を実施したことにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

6 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、前記新株予約権の目的となる株式の数及び注1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、注3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記に基づき決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

注7の新株予約権の取得条項に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件は前記に基づき決定する。

7 新株予約権の取得条項

(1) 当社が、会社分割により分割会社となる場合または株式交換もしくは株式移転により完全子会社となる場合において、当該新株予約権に対し、存続会社、新設会社、承継会社または完全親会社の新株予約権の交付がなされないときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に、前記「新株予約権の行使の条件(1)」に規定する地位を喪失した場合または死亡した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権付社債  
第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成17年11月29日発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年3月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	3,746,000
新株予約権の数(個)	3,746
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき2,259円 (注)3、4、5、6
新株予約権の行使期間	平成18年1月4日～平成23年12月29日 (注)7、8、9
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,259 資本組入額 1,130 (注)5、6
新株予約権の行使の条件	(1)当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。 (2)各新株予約権の一部については、行使請求することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権または社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 単元株式数は、100株であります。

- 2 本新株予約権の目的となる株式の数は、各社債権者が行使請求のために、提出した本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- 3 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債券の発行価額と同額とする。  
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、金3,105円50銭とする。

転換価額は、本社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、株式分割、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも、転換価額を調整する。

- 4 本社は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、株価の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により取得されることとなる株式の数が増加するものであり、その転換価額の下修正条項は次のとおりであります。
- (1) 当社は、平成21年11月30日（以下決定日という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値（気配表示を含まない。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額をいう。）が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。
  - (2) 上記(1)の規定に関わらず、上記(1)により修正された転換価額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が注3により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。
  - (3) 上記(1)及び(2)により修正された転換価額は、平成21年12月21日（以下効力発生日という。）以降、これを適用する。
  - (4) 決定日の翌日から効力発生日までの間に、注3に基づく調整後の転換価額が適用されることとなる場合には、上記(1)または(2)による修正が決定日に効力を生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。
- 5 平成18年7月1日及び平成19年7月1日に株式分割を実施したことにより、新株予約権の行使時の払込金額、株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。
- 6 平成21年12月21日に注4の転換価額修正条項を適用したことにより、新株予約権の行使時の払込金額、株式の発行価額及び資本組入額を調整しております。
- 7 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還  
当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、残存する本社債の総額を本社債の額面100円につき次の価額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全てを同時に無償にて消却するものとする。
- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| 平成17年11月30日から平成17年12月31日までの期間 | については金106円 |
| 平成18年1月1日から平成18年12月31日までの期間   | については金105円 |
| 平成19年1月1日から平成19年12月31日までの期間   | については金104円 |
| 平成20年1月1日から平成20年12月31日までの期間   | については金103円 |
| 平成21年1月1日から平成21年12月31日までの期間   | については金102円 |
| 平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間   | については金101円 |
| 平成23年1月1日から平成23年12月31日までの期間   | については金100円 |
- 8 140%コールオプション条項  
当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日にわたり、当該終値が注3及び注4の規定によって当該各取引日に適用のある転換価額（ただし、株式分割が行われる場合の株主割当日（取引所取引が行われない日である場合にはその直前の取引日）の3取引日前の日から株主割当日（同然）当日までの4取引日の間における本140%コールオプション条項の適用にあたっては、株式分割に関する注3の規定による調整後の転換価額の適用時期に関わらず、当該各取引日の1ヶ月前の日の登記済み発行済株式総数を既発行株式数とし、当該株式分割により発行されることとなる株式数を新発行・処分株式数として、注3の転換価額の調整式に当てはめて計算された転換価額をもって「当該各取引日に適用のある転換価額」とみなす。）の140%以上であった場合、平成18年3月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の総額を額面100円につき100円で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。
- 9 繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日までであります。
- 10 繰上償還をしようとする場合の公告
- (1) 当社が、上記7に定める繰上償還をしようとする場合は、当社は、償還しようとする日の少なくとも1か月前にその金額及び期日その他必要事項を公告する。この場合、本新株予約権の消却に必要な事項についても同時に公告するものとする。
  - (2) 当社が、上記8に定める繰上償還をしようとする場合は、当社は、上記8に定める20連続取引日の最終日から15日以内かつ償還しようとする日に先立つ30日以上60日以下の期間内に必要事項を公告する。この場合、本新株予約権の消却に必要な事項についても同時に公告するものとする。
- 11 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本社債の社債部分または本新株予約権の一方のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。
- 12 行使価額等の下限については注4、割当株式数の上限については注2に記載のとおりであります。また資金調達額の下限については注2、4のとおりであります。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年1月1日～ 平成23年3月31日		41,322		8,203,700		7,594,859

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第1四半期会計期間において、インターナショナル・バリュー・アドバイザーズ・エル・エル・シーから、平成23年4月11日付(報告義務発生日 平成23年4月8日)で提出された大量保有報告書(その後に提出された訂正報告書を含む)により、同日付で8,942千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における所有株式数の確認ができておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
インターナショナル・バリュー・ アドバイザーズ・エル・エル・ シー	米国ニューヨーク州ニューヨーク、フィフス・ アベニュー717、10階	8,942	21.64

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,229,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 39,886,300	398,863	
単元未満株式	普通株式 206,682		
発行済株式総数	41,322,282		
総株主の議決権		398,863	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が15,432株(議決権154個)含まれております。

2 「単元未満株式」には当社所有の自己株式11株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 昭栄株式会社	東京都千代田区神田錦町 1 - 2 - 1	1,229,300	-	1,229,300	2.97
計		1,229,300	-	1,229,300	2.97

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 1月	2月	3月
最高(円)	801	771	757
最低(円)	720	710	574

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年1月1日から平成23年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	15,244,415	11,738,806
受取手形及び売掛金	23,657	24,480
その他	4,181,249	3,622,126
貸倒引当金	30	480
流動資産合計	19,449,292	15,384,933
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 58,805,506	1 59,233,392
土地	68,263,337	68,263,337
その他(純額)	1 1,033,111	1 1,076,796
有形固定資産合計	128,101,955	128,573,526
無形固定資産	2,794,963	2,806,613
投資その他の資産		
投資有価証券	2 55,121,485	56,665,928
不動産投資有価証券	2 16,426,731	17,798,133
その他	547,370	564,657
貸倒引当金	46,616	45,716
投資その他の資産合計	72,048,970	74,983,003
固定資産合計	202,945,889	206,363,144
資産合計	222,395,181	221,748,078
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	31,233,108	22,177,558
1年内償還予定の社債	3,746,000	3,746,000
賞与引当金	47,625	19,050
災害損失引当金	130,900	-
その他	2,268,968	5,446,888
流動負債合計	37,426,601	31,389,496
固定負債		
長期借入金	103,546,047	107,313,174
退職給付引当金	40,286	39,994
長期預り金	27,837,471	28,697,634
その他	12,080,295	12,517,135
固定負債合計	143,504,099	148,567,938
負債合計	180,930,701	179,957,434

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	8,203,700	8,203,700
資本剰余金	8,626,646	8,626,800
利益剰余金	18,680,100	18,241,284
自己株式	2,997,448	2,997,287
株主資本合計	32,512,999	32,074,497
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,828,795	9,596,827
評価・換算差額等合計	8,828,795	9,596,827
新株予約権	122,685	119,317
純資産合計	41,464,480	41,790,643
負債純資産合計	222,395,181	221,748,078

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高	3,866,640	3,147,915
売上原価	1,754,018	1,316,650
売上総利益	2,112,621	1,831,264
販売費及び一般管理費		
役員報酬	-	44,426
給料及び手当	74,194	47,650
賞与引当金繰入額	20,506	12,138
その他	194,259	102,776
販売費及び一般管理費合計	288,960	206,992
営業利益	1,823,661	1,624,272
営業外収益		
有価証券運用益	209,852	160,752
その他	46,979	15,702
営業外収益合計	256,831	176,454
営業外費用		
支払利息	682,798	643,039
その他	162,423	4,030
営業外費用合計	845,221	647,069
経常利益	1,235,271	1,153,657
特別利益		
投資有価証券売却益	-	39,312
匿名組合投資利益	<sup>2</sup> 41,479	-
その他	-	1,005
特別利益合計	41,479	40,317
特別損失		
災害損失引当金繰入額	-	130,900
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	49,335
固定資産除却損	1,101	-
その他	-	2,458
特別損失合計	1,101	182,693
税金等調整前四半期純利益	1,275,650	1,011,281
法人税等	<sup>1</sup> 465,000	<sup>1</sup> 372,000
少数株主損益調整前四半期純利益	-	639,281
四半期純利益	810,650	639,281

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	1,275,650	1,011,281
減価償却費	626,613	639,663
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	49,335
貸倒引当金の増減額(は減少)	33	450
賞与引当金の増減額(は減少)	35,049	28,575
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,328	292
受取利息及び受取配当金	589,068	712,935
支払利息	682,798	643,039
災害損失引当金繰入額	-	130,900
投資有価証券売却益	-	39,312
有価証券運用損益(は益)	209,852	160,752
その他の損益(は益)	176,160	30,636
売上債権の増減額(は増加)	38,312	822
その他の資産の増減額(は増加)	88,729	758,609
その他の負債の増減額(は減少)	445,230	190,824
小計	1,356,340	2,189,781
利息及び配当金の受取額	571,438	712,618
利息の支払額	737,349	658,084
法人税等の支払額	138,054	173,151
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,052,376</b>	<b>2,071,163</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	140,000	-
定期預金の預入による支出	158,105	-
有形固定資産の売却による収入	22,983,210	-
有形固定資産の取得による支出	642,232	17,044
投資有価証券の売却による収入	3,975,248	<sup>2</sup> 3,236,090
投資有価証券の取得による支出	5,974,340	<sup>2</sup> 5,135,845
不動産投資有価証券の売却による収入	357,605	<sup>2</sup> -
不動産投資有価証券の返還による収入	38,804	8,727
不動産投資有価証券の取得による支出	288,221	<sup>2</sup> 293,100
ヘッジ取引による支出	1,181,225	655,663
その他	167,433	133,921
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>19,418,177</b>	<b>2,722,913</b>

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	75,000	-
長期借入れによる収入	4,000,000	6,800,000
長期借入金の返済による支出	26,770,495	1,511,577
社債の償還による支出	1,000,000	-
長期預り金の増減額(は減少)	2,010,858	860,163
配当金の支払額	-	200,464
その他	400,845	70,435
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>26,257,199</b>	<b>4,157,359</b>
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,786,645	3,505,609
現金及び現金同等物の期首残高	18,022,195	11,738,806
現金及び現金同等物の四半期末残高	1, 12,235,549	1, 15,244,415



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1)連結の範囲の変更 ビックフォレスト・キャピタル(有)は、清算終了により、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 1社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)資産除去債務に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更により、当第1四半期連結会計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ3,121千円減少しており、税金等調整前四半期純利益は52,456千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は193,426千円であります。</p> <p>(2)災害損失引当金 東日本大震災により被災した賃貸用建物設備等の損害のうち修繕費用等の損失見込額を計上しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)	
(四半期連結損益計算書)	
<p>1 前第1四半期連結会計期間において、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「役員報酬」については、販売費及び一般管理費の100分の20を超えたため、当第1四半期連結会計期間において区分掲記(「役員報酬」44,426千円)しております。なお、前第1四半期連結会計期間の「役員報酬」は51,774千円であります。</p> <p>2 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	一般債権の貸倒見積高の算定については、前連結会計年度末に算定した値と著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において算定した貸倒実績率に基づき計上しております。
2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断については、日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に記載されている会社区分を変更させるような著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを使用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成23年1月1日至平成23年3月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 19,580,960千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 18,956,548千円
2 上場不動産投資信託2,749,312千円(前連結会計年度1,656,458千円)については、不動産投資有価証券から投資有価証券に振替えております。	
3 偶発債務 駿河台開発特定目的会社の借入金返済義務に対して、当社の出資割合に応じて3,520,000千円の追加出資義務を負っております。	

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。	1 同左
2 匿名組合投資利益 匿名組合の固定資産売却に係る損益分配額であります。	2

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 12,436,213千円 預入期間が3か月超の定期預金 200,664〃 現金及び現金同等物 12,235,549千円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高は、四半期連結貸借対照表の「現金及び預金」と一致しております。 2 従来、上場不動産投資信託にかかる取引については、不動産投資有価証券の売却による収入及び不動産投資有価証券の取得による支出として計上していましたが、当第1四半期連結累計期間より投資有価証券の売却による収入及び投資有価証券の取得による支出として計上しております。なお、前第1四半期連結累計期間における上場不動産投資信託にかかる不動産投資有価証券の売却による収入は357,605千円、不動産投資有価証券の取得による支出は288,221千円であり、当第1四半期連結累計期間における上場不動産投資信託にかかる投資有価証券の売却による収入は383,093千円、投資有価証券の取得による支出は1,571,127千円であります。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年1月1日  
至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	41,322,282

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,229,734

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等  
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	122,685

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月4日 取締役会	普通株式	200,464	5	平成22年12月31日	平成23年3月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会  
計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

	不動産 (千円)	有価証券投資 (千円)	環境 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	2,677,781	580,788	608,071	3,866,640		3,866,640
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	2,677,781	580,788	608,071	3,866,640		3,866,640
営業利益	1,379,837	573,050	88,092	2,040,980	(217,318)	1,823,661

(注) 1 事業区分の方法は、製品等の類似性及び事業形態を考慮し行っております。

2 各事業区分の主な製品等の名称又は事業内容

不動産事業... オフィスビル・ショッピングセンター・ホテル・配送センター・土地・マンションなどの  
賃貸、オフィスビル・商業施設などの開発・分譲販売、不動産証券化商品への投資

有価証券投資事業... 有価証券の保有に係る受取配当金等

環境事業... 廃棄物の処理・リサイクル、浄化槽の保守点検・清掃、各種施設の保守管理、土木浚渫

3 従来、当社は有形固定資産(平成10年4月1日以降取得した建物は除く)の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間から定額法に変更しております。

この変更は、当期を初年度とする中期経営計画において、従来の不動産価値向上を目指して資産の入替を積極的に進める不動産投資事業から良質な不動産を長期保有し安定的な収益の実現を目指す不動産賃貸事業に軸足を置くことを明確にしたこと及び当期以降に大型開発賃貸用不動産の稼動が予定されていることから、安定的に発生する不動産賃貸料収入に合わせて減価償却費を均等に期間配分することで、より合理的に費用と収益とを対応させることを目的として変更するものであります。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、「不動産」の営業利益が136,521千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

## 【セグメント情報】

## 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に事業内容に応じた事業部門を置き、事業活動を展開しており、「不動産」及び「有価証券」を報告セグメントとしております。「不動産」は、オフィスビル・ショッピングセンター・ホテル・配送センター・土地・マンションなどの賃貸、オフィスビルなどの開発、不動産証券化商品への投資を行っております。「有価証券」は、基本的に有価証券を中長期的に保有し、その配当金等を収受しております。

## 2 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
	不動産	有価証券	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,436,227	711,687	3,147,915		3,147,915
セグメント間の 内部売上高又は振替高					
計	2,436,227	711,687	3,147,915		3,147,915
セグメント利益	1,119,477	700,851	1,820,328	196,056	1,624,272

(注) 1 セグメント利益の調整額 196,056千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 196,056千円であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## (追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年3月31日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1,031.16円	1,039.37円

## 2 1株当たり四半期純利益金額等

## 第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	20.22円	1株当たり四半期純利益金額	15.95円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	19.41円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	15.30円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	810,650	639,281
普通株式に係る四半期純利益(千円)	810,650	639,281
普通株式の期中平均株式数(千株)	40,093	40,092
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(千株)	1,679	1,684
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前連結会計年度末から重要な変 動がある場合の概要		

## 2 【その他】

第81期(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)期末配当については、平成23年2月4日開催の取締役会において、平成22年12月31日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	200,464千円
1株当たりの金額	5円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年3月7日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 5月11日

昭栄株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 二ノ宮 隆 雄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 尾 英 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭栄株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭栄株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、従来、有形固定資産（平成10年4月1日以降に取得した建物は除く）の減価償却方法について定率法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間から定額法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 5月11日

昭栄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 二ノ宮 隆 雄  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 尾 英 明  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭栄株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、昭栄株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。